

# アカデミア・コンソーシアムふくしま「サポーターズふくしまプロジェクト」実施要項

制定 令和6年2月22日

## (趣旨)

第1条 この要項は、アカデミア・コンソーシアムふくしま（以下、「ACF」という。）サポーターズふくしまプロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）において、福島県における大学生等の若者への支援等を通じてキャリア形成を行うことを目的として推進するプロジェクトを実施するために必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要項において、サポーターとは、第6条の手続きにより登録を行い、大学生等のキャリア支援を行う者をいう。

## (サポーターの対象者)

第3条 サポーターの対象となる者は、福島県内に事業所等がある企業、団体等に所属する社会人及び個人事業主とする。

## (サポーターの活動内容)

第4条 本事業において実施するサポーターの活動内容は、次の各号のとおりとする。なお、具体的な活動はサポーターと活動先となる大学等で協議の上実施する。

- 一 プロジェクトによる各種取組への協力
- 二 プロジェクト会議で企画したイベントへの参加

2 サポーターの活動は、原則として就業時間内で行うものとする。

## (報酬)

第5条 サポーターの活動に係る報酬は、原則として無償とする。

## (参加申込と登録)

第6条 サポーターに登録する企業等は、ACF事業推進会議議長宛てのサポーターズふくしまプロジェクト個人情報及びプライバシーにかかる情報に関する推薦書・誓約書（様式1号）を提出する。

2 ACF事業推進会議議長は、前項の推薦書及び誓約書の提出があった場合は、その内容を確認し、事業推進会議に報告する。

3 サポーターの個人情報の適正な取り扱いのため、ACF事業推進会議議長は誓約書（様式2号）を推薦企業等に提出する。

4 サポーターの登録の時期は、年2回とする。

## (指定セミナーへの参加)

第7条 新たにサポーターに登録された者は、登録後概ね1年以内にプロジェクトが指定するセミナーを受講するものとする。

## (サポーター登録情報の更新)

第8条 登録されているサポーターの登録内容に変更が生じた場合は、随時サポーター登

録企業等（以下、「登録企業等」という。）からACFサポーターズふくしま運営事務局（以下、「運営事務局」という。）に変更内容を通知するものとする。

（登録の取消し）

第9条 登録企業等からの申し出によりサポーターを取消しする場合は、登録企業等から運営事務局に取消しの連絡をする。

（事務局）

第10条 サポーターズふくしまに関する事務は、運営事務局が行う。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、本プロジェクトの実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

サポーターズふくしまプロジェクト  
個人情報及びプライバシーにかかる情報に関する推薦書・誓約書

サポーターズふくしまの登録について、「所属組織の代表者」を甲、「登録者」を乙、「アカデミア・コンソーシアムふくしま事業推進会議」を丙とし、乙は次の各条項を遵守するとともに、甲は乙を推薦するものとする。

乙は、サポーターズふくしまにおける活動に従事するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

(丙) アカデミア・コンソーシアムふくしま  
事業推進会議 議長 殿

(乙) 事業所名  
所属  
氏名 印

記

第1条 (プライバシー権等の遵守等)

乙は、個人のプライバシー権等を尊重し、サポーターズふくしまの活動において取得した個人情報を適切に管理します。

第2条 (秘密保持)

以下に示されるサポーターズふくしまの活動に関する個人情報 (以下「秘密情報」という) について、相談者個人 (学生・生徒) の事前の承認がない限り如何なる方法をもってしても、第三者への開示、提供、漏洩は一切行いません。

- ① サポーターズふくしまの活動の中で知り得た、相談者 (学生・生徒) の個人情報 (連絡先、所属、氏名等)
- ② 相談者個人からの相談内容等
- ③ 相談者個人の就職活動状況などプライバシーにかかわる事項
- ④ その他丙において秘密保持対象として取り扱う一切の情報

第3条 (個人情報の利用)

丙の保有する秘密情報ならびに、サポーターズふくしまの活動上で知り得た秘密情報については、丙の指示・承認がある場合を除き、利用しません。

第4条 (複製・複写の禁止)

丙によるサポーターズふくしまの活動に従事する間に取り扱った秘密情報を、相談者個人ならびに丙の承諾がない限り複製又は複写せず、またサポーターズふくしまの活動以外の目的で外部に持ち出しません。

第5条 (離任時及び離任後の義務)

サポーターズふくしまを離任した後も、それまでに知り得た相談者個人の秘密情報を相談者個人の事前の承認なく、第三者への開示、提供、漏洩は一切行いません。また、これを利用いたしません。

第6条 (事故責任等)

- ① サポーターズふくしまの活動としてふさわしくない行動があったときは、丙は乙の行動内容やその可否について確認することができ、またこの場合、甲にその旨を通知できることを承知します。
- ② 第1項に関する乙の行動に対する最終的な責任は、乙若しくは甲で負うものと承知します。

上記の者を推薦いたします。

(甲) 本社所在地 〒  
企業名  
代表者役職  
代表者氏名 印

令和 年 月 日

サポーターズふくしまプロジェクトの個人情報取り扱いにかかる誓約書

事業所名 御中

アカデミア・コンソーシアムふくしま  
事業推進会議 議長  
〔公印省略〕

「サポーターズふくしまプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）による活動を行うにあたり、貴機関からご提示いただきましたサポーターに関する情報（氏名、連絡先等）について、下記事項を誠実に厳守することを誓います。

記

1. 本プロジェクトにより取得した個人情報は、厳正に管理します。
2. 本プロジェクトにより取得した個人情報を含むサポーターの情報は、プロジェクトにおける活動のみに使用し、それ以外の目的では一切使用しません。また、プロジェクト参画機関以外の第三者に開示・提供・漏洩することは、一切行いません。
3. 登録者より、公開している個人情報の訂正・変更・消去の依頼を受けた場合は、すみやかに対処します。

以上